

金額を払い戻しいたします。

なお、クレジットカード利用の場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知し、カード利用額の変更・返金手続きをクレジットカード会社に対して行います。また、当該の手続きをもって返金完了したものとします。(2)本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。(3)お客様は出発日より1ヶ月以内に当社へ払い戻しをお申し出下さい。

17. 添乗員

(1)添乗員同行表示コースには全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。(3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。(4)現地添乗員、現地係員が同行しないもしくは業務を行わない区間において悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

18. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービスの提供中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞り時間の短縮。(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知規定に保らざる損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は過失がある場合をのぞきます)といたします。

19. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽自動車(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、この限りではありません。(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については損害補償金を支払いません。(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、

一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたものといたします。

20. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹線員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当社に申し出なければなりません。(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を直接お支払いいただくか、仮に当社が代替払いをした場合は当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21. 旅程保証

(1)当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(但し次の①②③で規定する変更を除きます)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について本第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱ウ. 暴動エ. 官公署の命令オ. 欠航、不通等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置②第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたとき及び当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができずした場合においては、当社は変更補償金を支払いません。(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項に定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。又一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。(3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要になる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③確定書面に記載した運送機関の等級又設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	2.5	5.0
⑧上記①~⑦に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載のあった事項の変更		

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。注2:⑧に掲げる変更については①~⑦の料率を適用せず⑧の料率を適用します。注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他サービスの場合1該当事項毎に1件とします。注4:④⑥⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。注6:④運送機関の会社名の変更、⑥宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。注7:④運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

22. 国内旅行保険への加入について

旅行中万一不慮の事故等によりお客様が怪我をされた場合、あるいは携行品が損害を被った場合等に備え、当社ではお客様の安全の確保と利便の増進を図る一助として全旅協旅行災害補償制度を手配しております。ただし、ご旅行中には、病氣、怪我により多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身でも充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

23. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。但し、お客様がお申込まれた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。その他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページをご確認ください。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはパンフレットもしくは旅行内容確認書に明示した日となります。

25. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う費用、お客様の怪我、病氣等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。(2)お客様の便宜をはかるため土産店にご案内することがありますが、お買物についてはお客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

<お問い合わせ先>(旅行企画・実施)

一般社団法人 信州いよいよま観光局
TEL: 0269-62-3133
営業時間: 8:30~17:15<土日祝休>
URL: <http://www.iiyama-ouendan.net/>

【本所・事務局】

T389-2292
長野県飯山市大字飯山1110-1
飯山市役所内
【営業所】
T389-2253
長野県飯山市大字飯山772-6
飯山駅観光交流センター

長野県知事登録旅行業 第2-492号

(社)全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 清水 公一
※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

この旅行条件書は2021年4月1日を基準としています。